

糸満市 スポーツ 推進計画

Itoman City Sports Promotion Plan

令和4年3月



糸満市スポーツ健康都市宣言

私たち糸満市民は、日常生活の中でスポーツに親しみ、生涯にわたりスポーツ活動を通じて健康でたくましい心とからだをつくり、創造性あふれる豊かで明るい郷土を築くために、ここに『糸満市スポーツ都市』を宣言します。

- 1 すべての市民がスポーツ活動を通じて、健康な心と体をつくりましょう。
- 1 すべての市民がスポーツに親しみ、ふれあいを通して多くの仲間をつくり友情の輪を広げましょう。
- 1 すべての市民がスポーツの普及振興を推進し、緑豊かな活力あふれる明るいまちをつくりましょう。
- 1 すべての市民がスポーツを通じて、広く世界の仲間と手をつなぎ平和な郷土を築きましょう。

平成7年8月17日 糸満市

は じ め に

平成7年8月に本市は、「糸満市スポーツ健康都市」を宣言し、これまで広く市民に健康づくりの重要性を周知し、日常生活の中でスポーツに親しみ、生涯にわたりスポーツ活動を通じて健康でたくましい心とからだをつくり、創造性あふれる豊かで明るい郷土を築くことを目指してきました。

令和3年度は、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催で世界トップレベルの競技スポーツに多くの国民が注目し、その反面コロナ禍によるスポーツ活動全般の自粛や制限が余儀なくされた歴史的な1年となりました。

この出来事は、スポーツが人々の心や生活をより豊かにする価値があるものと改めて認識させるものでした。

スポーツ基本法の理念は、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指しています。

国においては、スポーツ振興に加えて健康寿命延伸、医療費抑制、地域社会の活性化、国民経済の発展及び国際交流・国際貢献と多様な施策を進めています。

本計画は、スポーツ基本法に規定される「地方スポーツ推進計画」であり、国の「スポーツ基本計画」を参酌するとともに沖縄県スポーツ推進計画や本市の「第5次糸満市総合計画」及び関連する計画との連携・整合性を図ったうえで策定されており、具体的な取り組みについて方向性を示すものです。

近年、健康づくりへの意識の高まりもあり、日常的にスポーツに親しむ人々も増えています。幼児から高齢者、そして障がいのある方も含め、スポーツを推進することで、心身の健康の保持増進、人材育成そしてスポーツ競技力の向上、生活の質の向上が図られます。

本計画で掲げた施策を関係部署と連携のうえ推進し、「する」「みる」「ささえる」という多様なスポーツとの関わりを通じ、スポーツの普及実践活動に取り組みます。

結びに、本計画策定にあたりアンケート調査にご協力いただいた市民の皆様、ヒアリングにご協力いただいた関係団体各位、貴重なご意見・ご議論をいただきました糸満市スポーツ推進審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和4年3月

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行

目 次

I. 糸満市スポーツ推進計画の策定にあたって	1
I－1 計画の背景と目的	1
I－2 計画の位置づけ	2
I－3 計画の期間	3
I－4 施策体系	4
I－5 計画の目標	5
II. スポーツ推進のための具体的な施策	6
II－1 幼児・児童・生徒のスポーツの推進	6
II－1－1 現状と課題	6
II－1－2 目指す方向	7
II－1－3 具体的な施策・取り組み	8
II－2 市民のスポーツ推進	10
II－2－1 現状と課題	10
II－2－2 目指す方向	11
II－2－3 具体的な施策・取り組み	12
II－3 スポーツを通じた地域活性化	15
II－3－1 現状と課題	15
II－3－2 目指す方向	16
II－3－3 具体的な施策・取り組み	17
II－4 スポーツ環境の整備	19
II－4－1 現状と課題	19
II－4－2 目指す方向	20
II－4－3 具体的な施策・取り組み	21
III. 計画の推進体制	23
III－1 関係機関との連携	23
III－1－1 庁内および市内スポーツ関係団体との連携	23
III－1－2 沖縄県・スポーツコミッション沖縄等との連携	23
III－2 計画の進捗管理	24
IV. 資料編	25
IV－1 糸満市のスポーツの現状	25

Ⅳ-1-1 市内スポーツ施設概要及び利用状況	25
Ⅳ-1-2 市内スポーツ関係団体	28
Ⅳ-1-3 市が主催するスポーツイベント・教室	31
Ⅳ-1-4 スポーツコンベンション開催実績	32
Ⅳ-2 市民アンケート調査結果	33
Ⅳ-2-1 (成人対象)アンケート調査結果	33
Ⅳ-2-2 (小中学生対象)アンケート調査結果	46
Ⅳ-2-3 (幼児保護者対象)アンケート調査結果	56
Ⅳ-3 令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(抜粋)	62
Ⅳ-3-1 体格	62
Ⅳ-3-2 実技	64
Ⅳ-3-3 運動習慣等	68

I. 糸満市スポーツ推進計画の策定にあたって

I-1 計画の背景と目的

平成 23 年 8 月に施行された「スポーツ基本法」において、スポーツは「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」とされており、健康で活力に満ちた社会の実現を目指すうえで大きな役割を担っています。

「スポーツ基本法」の制定後 10 年間にわたり、国においては、「スポーツ基本計画¹」に基づくスポーツ振興、推進施策が積極的に進められてきました。取り組みの結果、スポーツの意義や価値は広く共有され、「する」「みる」「ささえる」という多様なスポーツとの関わりを通じ、多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合う「スポーツ文化」の確立が図られてきました。

そのような中、令和 3 年 7 月～9 月にかけ開催された東京 2020 オリンピック・パラリンピックは、多くの人々の関心を集め、スポーツの価値を再確認する機会となりました。また、令和元年以降、社会に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症の拡大も、スポーツの機会が制限される状況を招いたことにより、スポーツが人々の生活や社会に多くの活力を与えていたことを改めて感じる機会となっています。今こそ、スポーツは、人々の生活や心をより豊かにする価値があるものとの認識に立ち、すべての人々が生涯を通じて、スポーツに親しむことのできる環境づくりが求められています。

また、近年、観光や地域経済等への波及効果が期待されるスポーツコンベンション、スポーツツーリズムに注目が集まっています。沖縄県においても、冬期の温暖な気候を活かし、スポーツを活用した観光振興及び地域活性化、スポーツアイランド沖縄の形成を図るとしており²、プロスポーツ、大学スポーツ等の合宿・キャンプ、全国大会などの誘致、各種スポーツイベントの開催などに力が入れています。

(糸満市におけるスポーツ推進の取り組み)

糸満市においては、生涯スポーツや競技スポーツ等、多様化する市民のスポーツニーズに応え、誰もがスポーツを身近で楽しむことができる環境づくりを目指し、令和 3 年度に策定された「第 5 次糸満市総合計画」の第 1 章において「政策 5 スポーツに親しむ環境づくり」を掲げ、スポーツ推進施策に取り組む方針が示されました。また、「第 5 次糸満市総合計画」では、空港から近い立地にスポーツ施設として機能が整っている西崎運動公園等を有している強みを活かし、スポーツツーリズムの推進に取り組んでいくことも示されています。

スポーツへの関心の高まり、スポーツを通じた地域活性化への期待、「第 5 次糸満市総合計画」の策定を踏まえ、市におけるスポーツの推進の在り方を示す地方スポーツ推進計画として、「糸満市スポーツ推進計画」の策定を行うこととしました。

¹ スポーツ基本計画は、第 1 期スポーツ基本計画(平成 24 年度～平成 28 年度)、第 2 期スポーツ基本計画(平成 29 年度～令和 3 年度)と 2 期にわたり、策定されています。計画は、スポーツ基本法の理念を具体化し、我が国のスポーツ施策の具体的な方向を示すものとして、国、地方

公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられています。

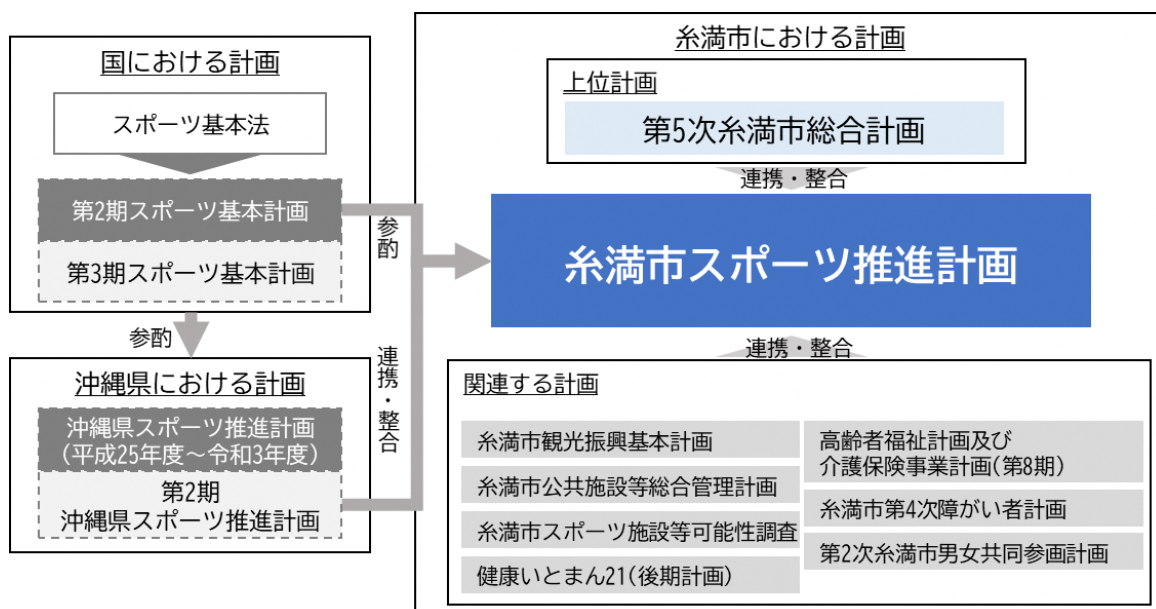
² 「沖縄県スポーツ推進計画(改訂版)」(平成 30 年)より

I-2 計画の位置づけ

本計画は、「スポーツ基本法」第10条に基づく「地方スポーツ推進計画」であり、糸満市におけるスポーツ関連施策の総合的な推進を図るための計画として位置づけられており、国における「第2期スポーツ基本計画」を参酌するとともに、「沖縄県スポーツ推進計画(平成25年度～令和3年度)」、糸満市における最上位計画である「第5次糸満市総合計画」や関連する各種計画との連携・整合性を図ったうえで、策定されています。

なお、令和3年度は「第2期スポーツ基本計画」の最終年度となっていることから、「第3期スポーツ基本計画」の審議がスポーツ庁において進められているところであり、本計画は、その審議内容も踏まえながら、策定されています³。

また、沖縄県スポーツ推進計画についても、令和4年度以降の新たな計画の検討が進められており、新たな計画との連携・整合を図っていくことも必要です⁴。



³ 本計画は、令和4年2月時点で、スポーツ審議会(スポーツ審議会総会(第30回))資料として公表されている「第3期スポーツ基本計画(答申素案)」を参酌し、検討されています。

⁴ 令和4年2月時点で、沖縄県によりパブリックコメントが実施されている「第2期沖縄県スポーツ推進計画」と連携・整合が図られています。

I-3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から、令和13年度までの10年間とし、10年間を通じた「目指す将来像」、「目標値」を定めています。

また、本計画は、前期(令和4年度～令和8年度)、後期(令和9年度～令和13年度)に分けることとし、中間年度である令和8年度に具体的な施策・取り組みについて見直しを行います。なお、社会情勢の変化や「第3期スポーツ基本計画」などの上位・関連計画の動向、本計画における施策・取り組みの進捗状況等を踏まえ、必要に応じた計画の見直しも適宜行います。

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	
糸満市	第5次糸満市総合計画											
	糸満市スポーツ推進計画											
	前期〈令和4年度～令和8年度〉					後期〈令和9年度～令和13年度〉						
国	第2期計画	第3期スポーツ基本計画										
沖縄県	前計画	第2期沖縄県スポーツ推進計画										

糸満市てくてくウォーキング大会



目指す将来像

スポーツに親しむ環境づくりの実現

幼児・児童・生徒のスポーツの推進



就学前教育・保育における運動遊びの推進

学校におけるスポーツ・運動の推進

家庭・地域におけるスポーツ・運動の推進

市民のスポーツ推進



成人のライフステージにあわせたスポーツ・運動の推進

競技スポーツの振興

障がい者のスポーツ・レクリエーションの推進

スポーツを通じた地域活性化



スポーツコンベンションの推進

スポーツ環境の整備



スポーツ施設の整備

スポーツに関する情報の集約及び発信

I-5 計画の目標

本計画における施策・取り組みの進捗状況を図るため、以下の目標を定め、達成状況等を検証・評価しながら、計画の推進を図ります。

目標	資料掲載頁	現状値	目標値(前期)	目標値(後期)
幼児・児童・生徒のスポーツの推進				
1週間の総運動時間が60分未満の児童を5%以下、生徒を7%以下とする ⁵	72 頁 78 頁	児童：18.5% 生徒：12.2% (令和元年度)	児童：12% 生徒：10%	児童：5%以下 生徒：7%以下
卒業後もスポーツをしたいと思う児童を90%以上、生徒を80%以上とする ⁶	70 頁 76 頁	児童：73.8% 生徒：58.3% (令和元年度)	児童：82% 生徒：69%	児童：90%以上 生徒：80%以上
運動・体力テストの総合評価がC以上である児童を80%以上、生徒を85%以上とする ⁷	65 頁 67 頁	児童：71.5% 生徒：82.5% (令和元年度)	児童：76% 生徒：84%	児童：80%以上 生徒：85%以上
市民のスポーツ推進				
成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%以上とする	38 頁	39.1% (令和3年度)	52%	65%以上
県民体育大会での男女総合成績を5位とする	28 頁	9 位 (平成30年度)	7 位	5 位
スポーツを通じた地域活性化				
市内スポーツ施設への全国大会・合宿の誘致件数を18件とする	32 頁	12 件 (平成30年度)	15 件	18 件
スポーツ環境の整備				
市管理のスポーツ施設利用者数を330,000名とする	27 頁	278,112 名 (平成30年度)	305,000 名	330,000 名
学校体育施設の定期使用登録団体を72団体とする	27 頁	62 団体 (令和3年度)	67 団体	72 団体

⁵ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省)における以下の調査項目への回答に基づき算出。
ふだんの1週間について聞きます。学校の体育の授業以外で、運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツを合計で1日およそどのくらいの時間していますか。

⁶ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省)における以下の調査項目への回答に基づき算出。
中学校に進んだら(を卒業した後)、授業以外でも自主的に運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをする時間を持ちたいと思いますか。

⁷ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省)における、実技集計結果に基づき算出。

II. スポーツ推進のための具体的な施策

II-1 幼児・児童・生徒のスポーツの推進

II-1-1 現状と課題

近年、児童・生徒の体力・運動能力の低下が大きな課題となっています。体力・運動能力の低下傾向に歯止めはかかりつつあるものの、体力水準が高かった昭和 60 年頃と比較すると依然として低い水準にとどまっています。また、スポーツ・運動に自主的に取り組む意欲が低く、スポーツ・運動を「嫌い」と回答する子どもたちが一定程度見られ、日常的に、スポーツに取り組んでいる子どもと全く取り組んでいない子どもの二極化も引き続き顕著であり、糸満市においても全国と同様の傾向が見られます⁸。この事態の改善に向け、新たな学習指導要領⁹では、運動が苦手な子どもや運動に意欲的でない子ども、障がいがある子どもなど、すべての子どもたちが、楽しく、安心して運動に取り組むことができるよう、体育の授業等での指導上の配慮が求められることとなりました。新たな体育の授業の取り組みは、着手したばかりの取り組みであり、今後も引き続き、教員研修の実施、ICT の活用も含めた、体育の授業の充実に取り組む必要があります。

また、スポーツ少年団や部活動(運動部)等も、地域における子どもたちのスポーツ・運動の環境づくりの観点から、欠かすことのできない取り組みです。市内では、令和 3 年度現在、小学生を中心に約 40 のスポーツ少年団チーム、各中学校では、複数の部活動(運動部)が活動しています。中学生 2 年生で部活動(運動部)に所属している割合は、男子が 74.5%、女子が 60.7%と沖縄県の平均を上回っており¹⁰、市内の子どもたちは、放課後等に、スポーツ・運動に活発に取り組んでいます。今後も引き続き、スポーツ少年団の活動支援や、部活動指導員の活用等を通じ、子どもたちのスポーツ・運動の機会の充実に取り組み、子どもたちが生涯にわたってスポーツや運動を楽しみ、継続して取り組んでいくための資質や能力の育成(生涯スポーツの基盤づくり)につなげていくことが求められています。

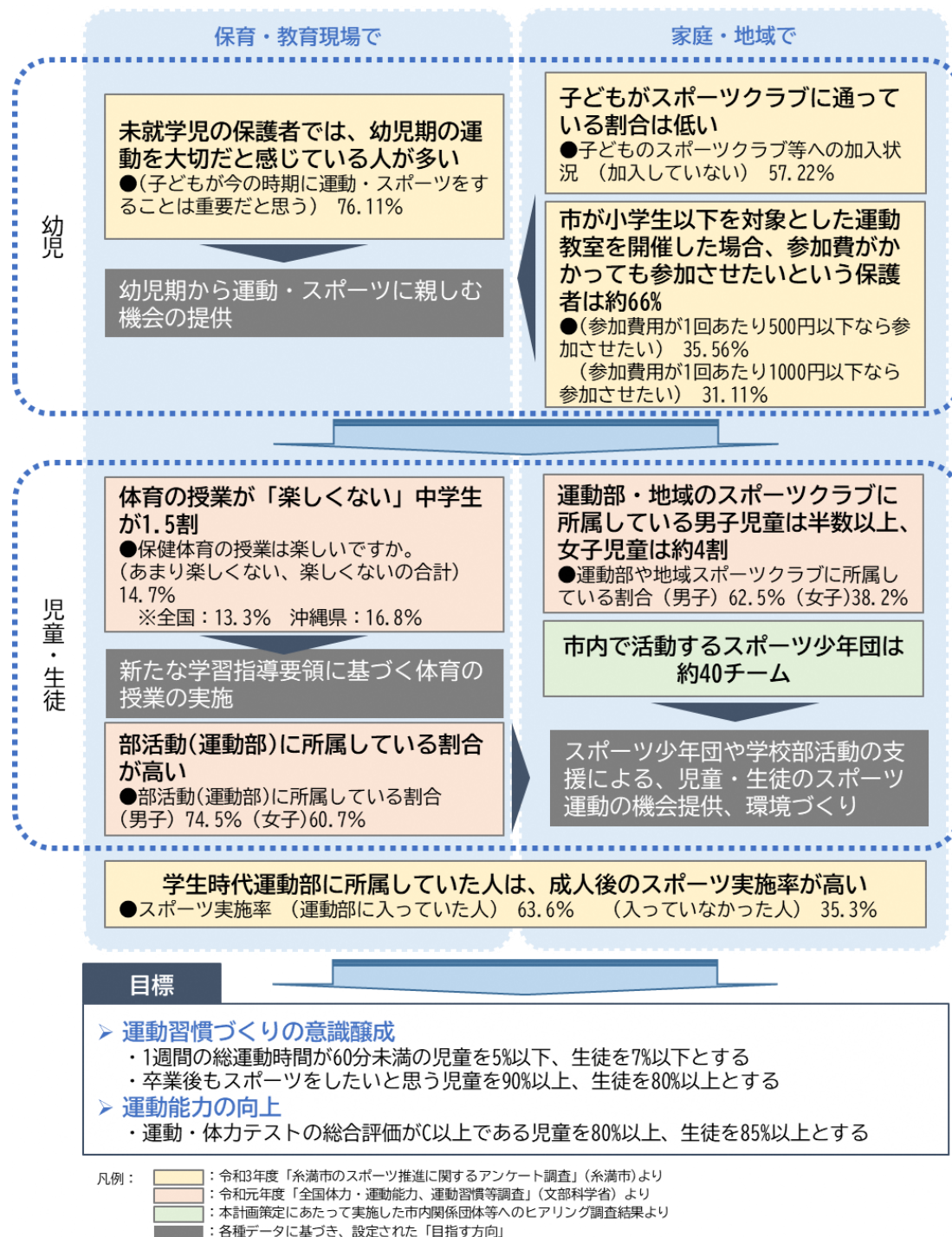
なお、生涯スポーツの基盤づくりのためには、就学期だけではなく、幼児期から、発達段階に応じた運動遊びに親しんでおくことも重要です。保護者への幼児が楽しみながら積極的に体を動かすことの重要性の啓発や幼児を対象とした運動遊びの提供にも取り組むことも必要です。

⁸ 運動やスポーツをすることが嫌いと回答した児童・生徒の割合。●小学 5 年生 (男子)全国:6.6% 糸満市:5.0% (女子)全国:12.3% 糸満市:13.7% ●中学 2 年生 (男子)全国:10.6% 糸満市:14.3% (女子)全国:20.9% 糸満市:20.0%
1 週間の間に運動をした時間が 1 時間未満であると回答した児童・生徒の割合。●小学 5 年生 (男子)全国:7.6% 糸満市:12.2% (女子)全国:13.0% 糸満市:24.7% ●中学 2 年生 (男子)全国:7.1% 糸満市:9.4% (女子)全国:19.4% 糸満市:14.6%
(令和元年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省)より)

⁹ 小学校は令和 2 年度、中学校は令和 3 年度から全面实施されています。

¹⁰ (令和元年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省)より)

(糸満市の現状と課題の解決のためのステップ 目指す方向及び具体的な施策・取り組みの整理)



II-1-2 目指す方向

- 就学前教育・保育施設において、子どもたちの発達段階に応じた運動遊びを推進するとともに、幼児期から運動・スポーツに親しむ機会の提供に努めます。
- 新たな学習指導要領に基づき、児童・生徒が楽しく、安心して運動に取り組むことができる体育の授業を実施し、また部活動の充実等に取り組めます。
- スポーツ少年団の活動支援や地域での児童・生徒のスポーツ・運動機会提供、環境づくりに取り組めます。

Ⅱ－１－３ 具体的な施策・取り組み

Ⅱ－１－３－１ 就学前教育・保育における運動遊びの推進

具体的な施策	取り組み内容	担当課
保育所、幼稚園、認定こども園等就学前教育・保育施設における運動遊びの推進	「幼児期運動指針」、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、保育所、幼稚園、認定こども園等就学前教育・保育施設において、体を動かす運動遊びに取り組む。	保育こども園課
スポーツ推進委員等を活用した就学前教育・保育施設への運動遊びの機会の提供	子どもが楽しみながら積極的に体を動かせるアクティブチャイルドプログラム等の運動プログラムを、スポーツ推進委員等を活用しながら、市内の就学前教育・保育施設で体験できる機会を提供し、未就学児の運動遊びの機会の提供、保護者の啓発に努める。 —具体的な事業名— ・地域巡回スポーツ教室	社会体育課 保育こども園課(副)

Ⅱ－１－３－２ 学校におけるスポーツ・運動の推進

具体的な施策	取り組み内容	担当課
児童・生徒の発達の段階に応じた体育・保健体育授業の実施	「学習指導要領」等に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた体育・保健体育授業に取り組む。	学校教育課
学校生活におけるスポーツ・運動機会の創出	各学校において、体育の授業以外で運動に親しむ「一校一運動」等、学校生活におけるスポーツ・運動機会を積極的に設けることで、スポーツ・運動に親しむ環境づくりに取り組む。 —具体的な取り組み— ・徒歩登校の推進	学校教育課
学校部活動の充実	地域、保護者、各種競技団体等との連携しながら、学校部活動の充実に取り組む。制度化された部活動指導員についても引き続き活用を推進する。 —具体的な事業名— ・地域運動部活動推進事業	学校教育課

具体的な施策	取り組み内容	担当課
多様なスポーツ・運動の場の創出	児童・生徒が多様なスポーツ・レクリエーションに触れる機会を提供する。 —具体的な事業名— ・ 少年少女スポーツ教室 ・ 地域巡回スポーツ教室	社会体育課 学校教育課(副)

Ⅱ-1-3-3 家庭・地域におけるスポーツ・運動の推進

具体的な施策	取り組み内容	担当課
幼児期からスポーツ・運動に親しむ環境づくりの推進	幼児期からスポーツ・運動に親しむことの重要性について、保護者の認識を高めるほか、実際にスポーツ・運動に親しむ機会の提供を積極的に行うことで、スポーツ・運動に親しむ環境づくりに取り組む。 —具体的な取り組み— ・ アクティブチャイルドプログラムに基づくスポーツ教室の実施 —具体的な事業名— ・ 地域巡回スポーツ教室	社会体育課
児童生徒のスポーツ活動支援	糸満市スポーツ少年団の活動を補助金の交付等により支援する。 県内離島・県外で開催される大会に派遣される市内の児童・生徒に対し、派遣費用を一部補助することで、児童・生徒の競技力向上を支援する。 —具体的な事業名— ・ 糸満市スポーツ少年団補助金 ・ 糸満市スポーツ・文化活動の県内外等派遣に関する補助金	社会体育課 教育委員会総務課

関連するSDGs



Ⅱ-2 市民のスポーツ推進

Ⅱ-2-1 現状と課題

市民アンケート調査結果¹¹⁾によると、糸満市民のスポーツ実施率(週1回以上スポーツを実施している割合)は、39.1%(令和3年度)であり、全国の実施率59.9%(令和2年度)¹²⁾、沖縄県の実施率58.5%(令和元年度)¹³⁾の実施率を大きく下回っています。この「1年間、運動・スポーツをしなかった」と回答した割合も、48.5%と約半数近くに上っており、スポーツ実施率の向上は喫緊の課題となっています。

特に、スポーツ実施率が低かったのは、女性30代～50代で、「1年間、運動・スポーツをしなかった」と回答した割合が6割以上となっています。男性30代～50代も、女性の同世代と比較すると低くなりますが、「1年間、運動・スポーツをしなかった」と回答した割合が、他の年代と比較して高くなっており、働き盛りの世代、子育て世代でのスポーツ実施率が低くなっています¹⁴⁾。運動・スポーツをしなかった理由として、最も挙げられたのが「仕事や家事が忙しいから」(50.0%)となっており、働き盛りの世代、子育て世代が参加しやすく、取り組みやすいスポーツ・運動の機会の提供、きっかけづくりが必要となっています。また、高齢化率が年々上昇すると予想される中、高齢者のスポーツ・運動の推進も重要な取り組みの1つです。糸満市では、地域支援事業(地域デイスサービス、糸満市健康づくりセンター「願寿館」)等を通じた高齢者のスポーツ・運動機会の提供にも取り組んでいます。これらの取り組みを継続していくとともに、多様化するスポーツ・運動ニーズに応えるため、新たなスポーツ教室やイベントの企画・実施に取り組んでいく必要があります。

令和3年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピックを通じ、競技スポーツや障がい者スポーツ推進への機運が高まっています。

糸満市では、糸満市体育協会や各種競技団体により、多くの競技種目が取り組まれており、競技スポーツの振興が図られています。今後も引き続き、糸満市体育協会や各種競技団体への活動支援、糸満市民体育大会の開催等を通じた競技スポーツの振興が求められています。

一方で、糸満市における障がい者スポーツの実態は、スポーツ実施率、スポーツ・レクリエーションに対する取り組み、ニーズ等が明らかになっておらず、実態把握のための取り組みが必要です。障がい者を対象としたスポーツイベント・教室の開催等によるスポーツ・レクリエーションの機会を提供することで、スポーツ・運動に親しめる環境づくりが必要です。

¹¹⁾ (令和3年度「糸満市のスポーツ推進に関するアンケート調査」(糸満市)より)

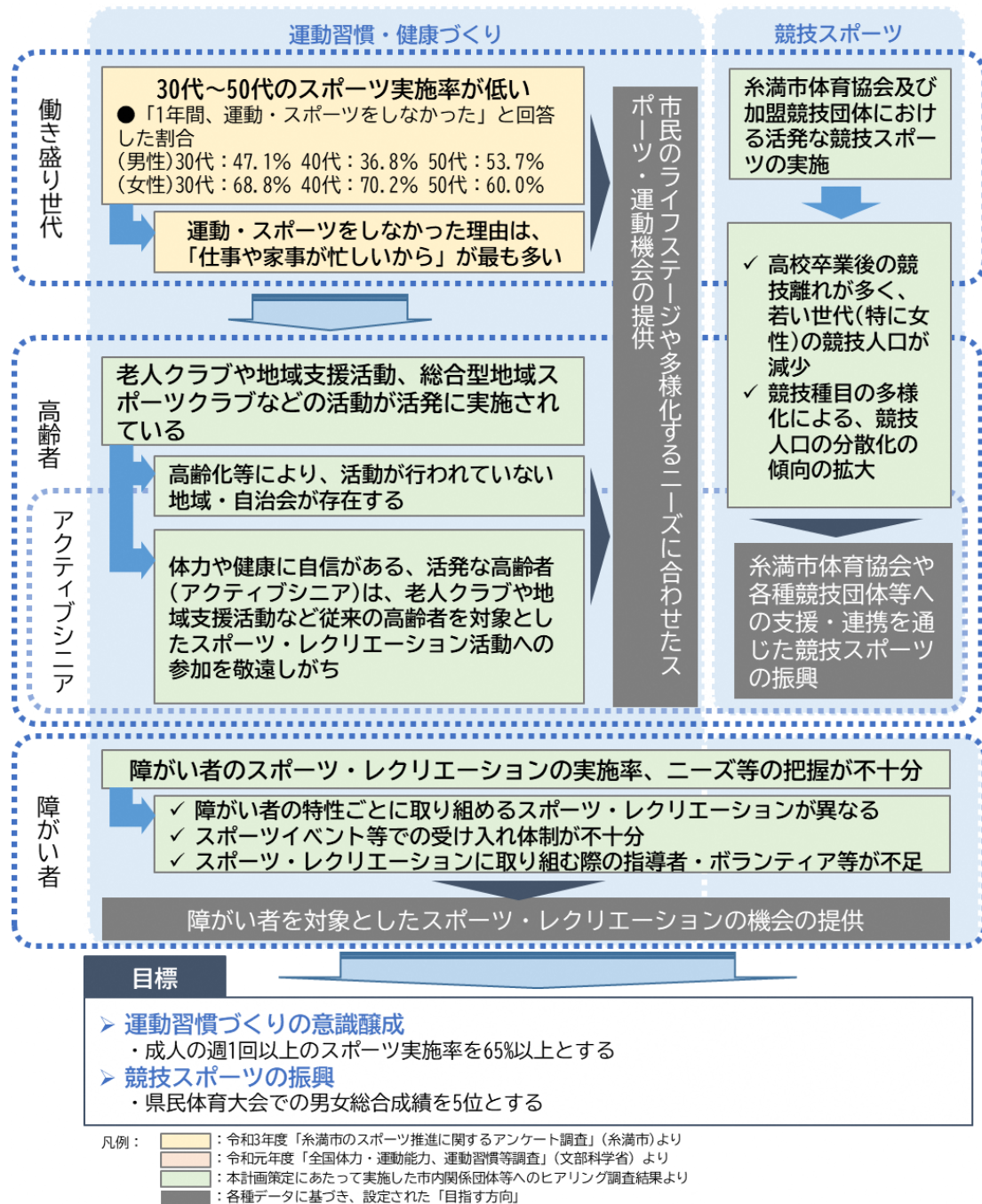
¹²⁾ (令和2年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(スポーツ庁)より)

¹³⁾ (令和元年度「県民の体力・スポーツに関する世論調査」(沖縄県)より)

¹⁴⁾ 「1年間、運動・スポーツをしなかった」と回答した割合は、以下の通り。

●男性 30代:47.1% 40代:36.8% 50代:53.7% ●女性 30代:68.8% 40代:70.2% 50代:60.0%
(令和3年度「糸満市のスポーツ推進に関するアンケート調査」(糸満市)より)

(糸満市の現状と課題の解決のためのステップ 目指す方向及び具体的な施策・取り組みの整理)



II-2-2 目指す方向

- 市民のライフステージ(働き盛り世代、高齢者、アクティブシニア¹⁵)や、多様化するスポーツ・運動のニーズにあわせたスポーツ・運動の機会の提供に取り組めます。
- 障がい者のスポーツ・レクリエーションの実施率・ニーズ等、実態の把握に取り組むとともに、障がい者を対象としたスポーツイベント・教室等の開催等により、スポーツ・レクリエーションの機会提供を図ります。
- 糸満市体育協会や各種競技団体等への支援・連携を通じた競技スポーツの振興を図ります。

¹⁵ アクティブシニアとは、仕事・趣味などに意欲的で、健康意識が高い傾向にある活発な高齢者を指しています。

Ⅱ－2－3 具体的な施策・取り組み

Ⅱ－2－3－1 成人のライフステージにあわせたスポーツ・運動の推進

具体的な施策	取り組み内容	担当課
働き盛り世代等のスポーツ・運動の推進	働き盛り・子育て世代を対象としたスポーツイベント・教室の開催等により、スポーツ・運動の機会を提供することで、スポーツ・運動に親しむことができる環境づくりに取り組む。 また、健康推進に係る事業を通じたスポーツ・運動機会の創出に取り組む。 —具体的な取り組み— ・働き盛り・子育て世代が気軽に参加することのできるスポーツイベント・教室の実施 ・健康診断時のスポーツ・運動に関する助言(特定保健指導と連動したスポーツ機会の創出) ・国保・長寿健康ポイント事業の実施 —具体的な事業名— ・一般スポーツ教室 ・地域巡回スポーツ教室 ・特定保健指導 ・国保・長寿健康ポイント事業	社会体育課 健康推進課(副)
高齢者のスポーツ・運動の推進	市内老人クラブにおけるスポーツ・運動活動の支援を通じ、高齢者のスポーツ・運動機会の創出に取り組む。また、介護保険制度のもと実施される地域支援事業を通じ、介護予防、健康増進を目的としたスポーツ・レクリエーションの機会の提供を図り、スポーツ・運動に親しむことができる環境づくりに取り組む。 —具体的な取り組み— ・市内老人クラブの活動支援 ・地域支援事業(地域デイサービス、糸満市健康づくりセンター「願寿館」)によるスポーツ・レクリエーションの推進 —具体的な事業名— ・地域支援事業 ・糸満市老人クラブ活動助成事業補助金 ・地域巡回スポーツ教室	介護長寿課 社会体育課(副)

具体的な施策	取り組み内容	担当課
アクティブシニア※ ¹⁶ のスポーツ・運動の推進	アクティブシニアを対象としたスポーツイベント・教室の開催等により、スポーツ・運動の機会を提供することで、スポーツ・運動に親しむことができる環境づくりに取り組む。 —具体的な取り組み— ・アクティブシニアを対象としたスポーツイベント・教室の実施 ・アクティブシニアによる地域サークル活動等の実施支援 —具体的な事業名— ・地域巡回スポーツ教室 ・一般スポーツ教室	社会体育課
地域・自治会でのスポーツ・運動の推進	総合型地域スポーツクラブ等の活動支援を通じ、地域・自治会でのスポーツ・運動機会の創出に取り組む。 —具体的な事業名— ・学校体育施設開放事業（減免団体）	社会体育課

Ⅱ-2-3-2 競技スポーツの振興

具体的な施策	取り組み内容	担当課
糸満市体育協会及び加盟競技団体への活動支援	市民の健康・体力づくりの推進、スポーツ・レクリエーションの普及・振興のサポートを目的とする「糸満市体育協会」の活動、また糸満市体育協会に加盟する競技団体の活動を支援する。 —具体的な取り組み— ・体育協会及び加盟競技団体への活動支援 ・体育協会への支援を通じた、競技選手への支援及び競技力の向上 —具体的な事業名— ・糸満市体育協会補助金	社会体育課

¹⁶ アクティブシニアとは、仕事・趣味などに意欲的で、健康意識が高い傾向にある活発な高齢者を指しています。

具体的な施策	取り組み内容	担当課
糸満市民体育大会等各種大会の実施支援	糸満市体育協会が主催する各種競技大会の実施を支援し、市民の競技力向上を図る。 —具体的な取り組み— ・糸満市民体育大会の共催 ・各種スポーツ大会等の共催、後援 —具体的な事業名— ・糸満市体育協会補助金	社会体育課
競技人口の拡大	糸満市体育協会や加盟する競技団体と、地域高校部活動等との連携強化の支援等を通じ、若者の進学後の競技離れの防止、競技人口の拡大に努める。	社会体育課
競技指導者等の育成支援	市内のスポーツ指導者を対象とした講習会への参加促進等を通じ、有資格指導者の育成、確保に努める。	社会体育課

Ⅱ-2-3-3 障がい者のスポーツ・レクリエーションの推進

具体的な施策	取り組み内容	担当課
障がい者が参加しやすいスポーツイベント・教室の実施	障がい者を対象としたスポーツイベント・教室の開催等により、スポーツ・レクリエーションの機会を提供することで、スポーツ・運動に親しむことができる環境づくりに取り組む。 —具体的な取り組み— ・障がい者の特性に合わせたスポーツイベント・教室の実施 ・市が主催、共催するスポーツイベント・教室での障がい者受入体制の強化・充実 —具体的な事業名— ・地域巡回スポーツ教室	社会体育課 社会福祉課(副)
障がい者スポーツ指導者、ボランティアの育成・確保	障がい者スポーツを指導・支援する人材育成を目的とした講習会への参加促進等を通じ、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の指導者・ボランティアの育成、確保に努める。 —具体的な取り組み— ・障がい者がスポーツ実施にあたり、利用できるボランティアの確保	社会体育課 社会福祉課(副)

関連するSDGs



Ⅱ-3 スポーツを通じた地域活性化

Ⅱ-3-1 現状と課題

糸満市では、空港から近い立地であることに加え、陸上競技場・野球場・体育館・多目的広場などの施設がコンパクトに集約された西崎運動公園を有していることなどの強みを活かし、これまでスポーツ合宿やスポーツキャンプの誘致に積極的に取り組んできました。その結果、プロ野球、Ｊリーグのキャンプ、野球、陸上競技、バドミントン等のスポーツ合宿等が、冬期を中心に盛んに行われています。

スポーツ合宿、スポーツキャンプ等には、スポーツを「する」アスリートや競技関係者に加え、スポーツを「みる」観戦者も開催地を訪れます。その結果、交流人口が増加し、大きな経済波及効果が生まれ、地域活性化につながることを期待されます。スポーツ合宿やスポーツキャンプの誘致の効果を最大化し、経済波及効果を高めるためには、市全体でアスリート、競技関係者、スポーツ観戦者の受け入れに取り組む必要があります。

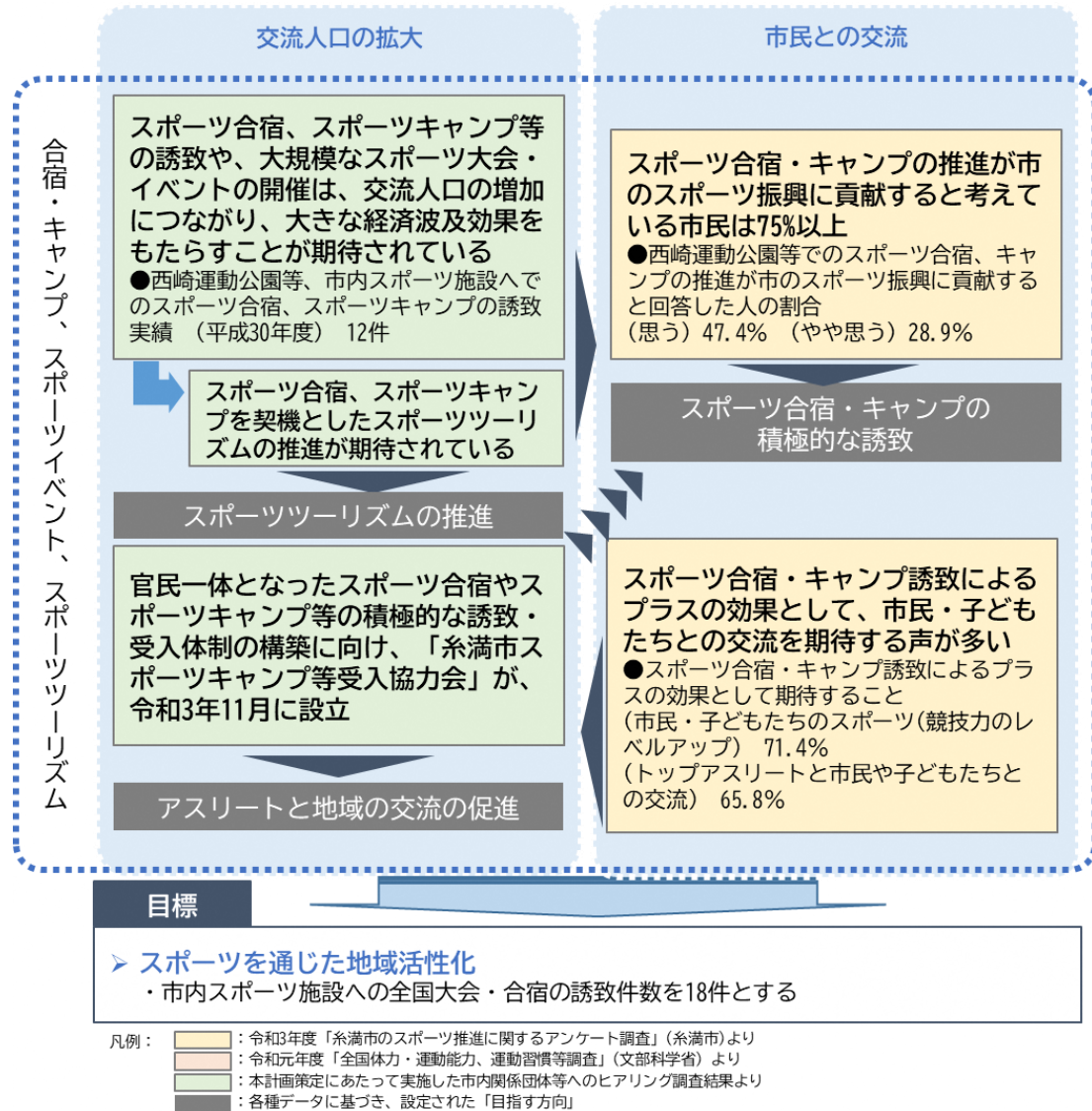
このような背景から、令和３年１１月、「糸満市スポーツキャンプ等受入協力会」が設立されました。当会は、官民一体となって、国内外のプロスポーツ及びアマチュアスポーツのスポーツ合宿やスポーツキャンプ、スポーツ大会の誘致を積極的に取り組む体制を構築し、競技力向上、経済効果の波及、国際交流の促進等地域活性化を目的としています。受入協力会への支援・連携を通じ、スポーツ合宿やスポーツキャンプ、スポーツ大会の誘致や、アスリートや競技関係者、スポーツ観戦者によるスポーツツーリズムの推進等の取り組みをさらに推し進め、スポーツコンベンションの推進を図ることが求められています。

糸満市民においても、スポーツ合宿やスポーツキャンプの誘致に対する期待は高くなっています。「西崎運動公園等でのスポーツ合宿、キャンプの推進が市のスポーツ振興に貢献するか」との設問に対し、肯定的な意見は 75%以上¹⁷となっています。また、「スポーツ合宿、キャンプの推進によりプラス効果として期待されること」の設問では、「市民と子どもたちの競技力のレベルアップ」(71.4%)、「トップアスリートと市民や子どもたちとの交流」(65.8%)、「市民や子どもたちへのスポーツ観戦機会の提供」(61.7%)など、市民とアスリートへの交流を期待する回答が多く寄せられています¹⁸。スポーツコンベンションを契機に糸満市を訪れるトップアスリートと市民・子どもたちとの交流の機会創出を積極的に図り、アスリートと地域の交流の促進に取り組むことが求められています。

¹⁷ (令和３年度「糸満市のスポーツ推進に関するアンケート調査」(糸満市)より)

¹⁸ (令和３年度「糸満市のスポーツ推進に関するアンケート調査」(糸満市)より)

(糸満市の現状と課題の解決のためのステップ 目指す方向及び具体的な施策・取り組みの整理)



II-3-2 目指す方向

- 西崎運動公園のスポーツ施設等を活用し、プロスポーツを中心とした、スポーツ合宿やスポーツキャンプ、スポーツ大会等の積極的な誘致・実施を図ります。
- 令和3年11月に設立した、「糸満市スポーツキャンプ等受入協会」への活動支援を通じ、市内でのスポーツコンベンションの受け入れ体制の構築を図るとともに、アスリート・競技関係者、スポーツ観戦者等によるスポーツツーリズムの推進に取り組みます。
- スポーツコンベンションを契機に市を訪れるトップアスリートと地域住民・子どもたちとの交流の機会創出を積極的に図り、アスリートと地域の交流の促進に取り組みます。

Ⅱ-3-3 具体的な施策・取り組み

Ⅱ-3-3-1 スポーツコンベンションの推進

具体的な施策	取り組み内容	担当課
合宿やキャンプの誘致	西崎運動公園を中心とした市内スポーツ施設を活かし、プロスポーツを中心とした、スポーツ合宿やスポーツキャンプの積極的な誘致を図る。 —具体的な取り組み— ・誘致に関する情報発信 ・積極的な誘致活動の実施 —具体的な事業名— ・糸満市スポーツキャンプ等受入協力会 ・糸満市スポーツキャンプ等支援助成金	観光・スポーツ振興課
大規模なスポーツ大会・イベントの実施・誘致	いとまん平和トリムマラソンをはじめとする大規模なスポーツ大会・イベントの開催を通じて、市民のスポーツ・運動機会の提供を図る。 また、糸満市体育協会や加盟する競技団体等を通じ、西崎運動公園を中心とした市内スポーツ施設への大規模なスポーツ大会・イベントの誘致を図る。 —具体的な取り組み— ・いとまん平和トリムマラソン	観光・スポーツ振興課
受け入れ体制の構築	「糸満市スポーツキャンプ等受入協力会」の活動支援を通じ、市内でのスポーツコンベンションの受け入れ体制の構築を図る。 —具体的な事業名— ・糸満市スポーツキャンプ等受入協力会	観光・スポーツ振興課
トップアスリートと地域の交流の促進	スポーツコンベンションを契機に市を訪れるトップアスリートと地域住民・こどもたちとの交流の機会創出を積極的に図り、アスリートと地域の交流の促進に取り組む。 —具体的な取り組み— ・トップアスリートによるスポーツ教室等の交流の促進 ・トップチームによるスポーツ指導者講習などの開催	観光・スポーツ振興課

具体的な施策	取り組み内容	担当課
スポーツコンベンションを契機としたスポーツツーリズムの推進	スポーツ合宿やスポーツキャンプ、スポーツ大会等をきっかけに糸満市に訪れるスポーツ観戦者を対象としたスポーツツーリズムを推進する。観戦者に対する市内観光情報の発信、誘客プロモーションをあわせて実施することで、スポーツコンベンションを契機とした経済波及効果の拡大に取り組む。	観光・スポーツ振興課

関連するSDGs



プロサッカーチーム キャンプ



プロ野球チーム キャンプ



Ⅱ-4 スポーツ環境の整備

Ⅱ-4-1 現状と課題

市民がスポーツ・運動に親しむ環境づくりの実現をするために、体育館・陸上競技場・野球場などのハード施設は必要不可欠です。糸満市において、市民がスポーツ・運動に親しむためのスポーツ施設として、中心的な役割を担っているのが、西崎運動公園です。西崎運動公園内の各施設(体育館・陸上競技場・野球場・多目的広場・西崎プール等)は、最も新しい施設である西崎プールでも平成8年度完成となっており、施設の整備から20年以上が経過、老朽化していることから、施設の改修が必要となっています。また、施設の改修に加え、スポーツ合宿やスポーツキャンプ、スポーツ大会等の積極的な誘致、スポーツコンベンションの推進を図る点から、施設の再整備・機能強化に向けた検討・取り組みも進められています¹⁹。また、西崎運動公園をはじめとする市内スポーツ施設は、現在指定管理者制度が導入されていますが、施設の再整備・機能強化に向けた検討・取り組みが進められていることと合わせ、施設の管理体制の強化、更なる利便性の向上等を図るため、PARK-PFIの導入に向けた検討も並行して進められています。

一方で、市民アンケート調査結果によると、市民がスポーツ・運動をする場として、「公園」や「道路」が多く挙げられています²⁰。市民の多くが、「ウォーキング」、「ランニング」、「トレーニング」に取り組んでいると回答しており、スポーツ・運動に取り組むにあたって、身近な「公園」や「道路」が多く利用されていると考えられます。引き続き、市民が気軽にスポーツ・運動を楽しむことができるよう、市内公園の維持管理や整備、道路への街灯の設置、除草清掃等に努める必要があります。

また、糸満市は、市におけるスポーツ総合サイト「スポーツタウン糸満市」を運営しています。「スポーツタウン糸満市」を通じ、市内で開催されるスポーツイベント・教室等に関する情報の集約、発信を強化することで、市民への積極的な情報発信を図り、スポーツ・運動機会の提供につなげることが期待されています。また、西崎運動公園をはじめとする市内スポーツ施設(小中学校体育施設も含む)は、施設予約システムが導入されておらず、施設利用方法や予約受付方法等がわかりにくい状況にあります。市内スポーツ施設の利便性を向上させるため、施設予約システムの導入についても、検討が必要です。

¹⁹ (令和2年2月「糸満市スポーツ施設等可能性調査報告書」(糸満市)より)

²⁰ 運動やスポーツに取り組んでいると回答した市民が、運動・スポーツをした場所として、多く挙げられた場所(上位5か所)。
●道路:44.2% ●公園:34.8% ●自宅又は自宅敷地内:34.8% ●市内の公共施設:12.9% ●民間アウトドア施設:12.9% ●自然環境:10.71% ●市内の学校体育施設:10.2% (令和3年度「糸満市のスポーツ推進に関するアンケート調査」(糸満市)より)

(糸満市の現状と課題の解決のためのステップ 目指す方向及び具体的な施策・取り組みの整理)



II-4-2 目指す方向

- 施設老朽化が進む西崎運動公園等市内スポーツ施設について、施設改修、再整備・機能強化の検討・取り組みを進めるとともに、施設の管理体制の強化、利便性の向上を図るため、PARK-PFIの導入に向けた検討も進めます。
- 市民がスポーツ・運動をする場として、気軽に利用できるよう「公園」や「道路」の適正管理、整備に取り組みます。
- スポーツ総合サイト「スポーツタウン糸満市」を通じ、市民に対し、スポーツ・運動に関する積極的な情報発信を図ります。
- 西崎運動公園等市内スポーツ施設や、市内小中学校学校体育施設の予約システムの導入について、検討を進めます。

Ⅱ-4-3 具体的な施策・取り組み

Ⅱ-4-3-1 スポーツ施設の整備

具体的な施策	取り組み内容	担当課
西崎運動公園をはじめとする市内スポーツ施設の再整備・機能強化	スポーツコンベンション推進を見据えた、西崎運動公園をはじめとする市内スポーツ施設の再整備、機能強化に取り組む。さらに、市内スポーツ施設の管理体制の強化、利便性の向上等を図るため、PARK-PFI の導入に向けた検討を進める。	都市計画課
市内公園・道路の整備	市民が気軽にスポーツ・運動を楽しむことができるよう、市内公園の適正な維持管理に取り組むほか、利用者の特性に合わせた公園遊具・健康器具の設置・更新を進める。また、早朝、夜間でも安心安全に利用できるよう、道路における街灯の設置、除草清掃等の整備に努める。さらに、自転車の活用を推進するために、自転車ネットワーク計画の策定を検討していく。	都市計画課 建設課
学校施設開放の実施	市民にとって身近なスポーツ施設である学校体育施設の開放を行い、市民がスポーツ・運動に親しむ場の提供に努める。 —具体的な取り組み— ・夜間、休日の学校施設開放 —具体的な事業名— ・学校体育施設開放事業	社会体育課

Ⅱ-4-3-2 スポーツに関する情報の集約及び発信

具体的な施策	取り組み内容	担当課
スポーツに関する情報の集約及び発信	市内で開催されるスポーツイベント・教室情報や、市内でスポーツ活動、レクリエーション活動を行っている団体に関する情報を集約し、市民へ積極的な情報発信を図る。 —具体的な取り組み— ・糸満市のスポーツ総合サイト「スポーツタウン糸満市」において、市内で開催されるスポーツイベント・教室に関する情報の集約及び発信 ・市内でスポーツ活動を行っている団体(スポーツ少年団、スポーツ教室・スクール、市民サークル活動、総合型地域スポーツクラブ等)に関する情報の集約及び発信に取り組む。	社会体育課

具体的な施策	取り組み内容	担当課
スポーツ施設の予約システムの導入	西崎運動公園をはじめとする市内スポーツ施設の利用方法や予約受付方法の明確化、利便性の向上等を図るため、施設予約システムの導入を検討する。	社会体育課 都市計画課

関連するSDGs



西崎運動公園



III. 計画の推進体制

Ⅲ-1 関係機関との連携

Ⅲ-1-1 庁内および市内スポーツ関係団体との連携

本計画は、すべての市民が、スポーツ・運動に親しむ環境づくりの実現を目指すものであり、子どもから働き盛り・子育ての世代、高齢者、障がい者など、多様な市民ニーズに応えていく必要があります。このことから、計画の推進にあたっては、市内の就学前教育・保育施設、小中学校の学校教育現場に加え、庁内各課、糸満市体育協会や各種競技団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの市内スポーツ関係団体との連携が不可欠です。また、スポーツコンベンションの推進、受け入れ態勢の構築を目的に設立された「糸満市スポーツキャンプ等受入協力会」との連携も求められます。

計画の推進にあたっては、教育委員会社会体育課を中心とし、関係者間での横断的な情報交換や連携・協力体制の構築を図り、取り組んでいくこととします。

Ⅲ-1-2 沖縄県・スポーツコミッション沖縄等との連携

スポーツコンベンションの推進にあたっては、広域連携が必要とされることから、沖縄県やスポーツコミッション沖縄、沖縄県スポーツ協会などの関係機関等との連携を密にし、各種取り組みの推進を図っていくものとします。

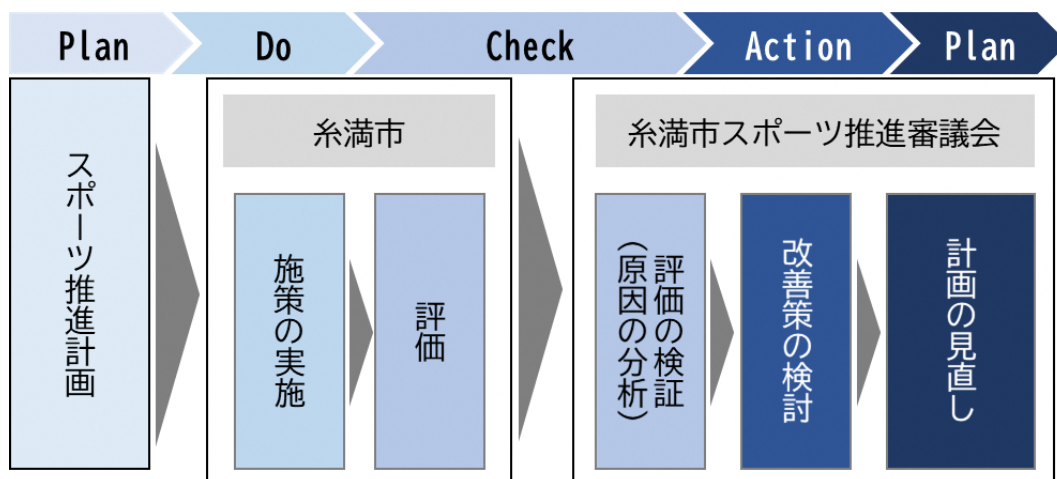
いとまん平和トリムマラソン



Ⅲ－２ 計画の進捗管理

本計画における施策・取り組みの進捗管理は、PDCA サイクルに基づき実施します。

具体的には、「Ⅰ－５ 計画の目標」で定めた目標値の現状について定めた期間ごとに調査を行い、糸満市スポーツ審議会において、計画の進捗について検証・評価を行います。なお、計画の進捗の検証・評価の結果、必要があると認められる場合は、計画の見直し、改善を図ります。



目標	現状値把握の期間	
	毎年	5年に1度
幼児・児童・生徒のスポーツの推進		
1週間の総運動時間が60分未満の児童を5%以下、生徒を7%以下とする	○	○
卒業後もスポーツをしたいと思う児童を90%以上、生徒を80%以上とする	○	○
運動・体力テストの総合評価がC以上である児童を80%以上、生徒を85%以上とする	○	○
市民のスポーツ推進		
成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%以上とする		○
県民体育大会での男女総合成績を5位とする	○	○
スポーツを通じた地域活性化		
市内スポーツ施設への全国大会・合宿の誘致件数を18件とする	○	○
スポーツ環境の整備		
市管理のスポーツ施設利用者数を330,000名とする	○	○
学校体育施設の定期使用登録団体数を72団体とする	○	○